

岐阜市社会福祉協議会福祉出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、市民団体等が主催する集いの場や地域福祉団体等の研修会、学校や職場等に社会福祉協議会の職員が出向き、福祉出前講座を行うことにより、地域の方に広く学ぶ場を設け、世代を問わず地域福祉に関心を持てる機会を創設することを目的とする。

(実施対象)

第2条 原則として市内に在住、在勤又は在学する5人以上の者で構成された団体等（以下「団体」という。）とする。

(開催日時及び場所)

第3条 開催日時等は、申請団体と調整して決定する。

2 出前講座は、原則として平日に開催するものとする。開催時間は、午前9時から午後5時までのうち、概ね2時間以内とする。

3 開催場所は、市内に限るものとし、出前講座を受講しようとする団体が確保しなければならない。

(出前講座の運営等)

第4条 出前講座の運営、進行等は、申請団体が行わなければならない。

(申込み)

第5条 出前講座の実施を希望する団体は、受講しようとする日の2カ月前までに、岐阜市社会福祉協議会福祉出前講座申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

2 同一団体からの申込みは年度につき2講座までとする。

(受託の決定等)

第6条 会長は、前条の規定による申込みがあったときは、講座の内容、開催日時等について当該出前講座の担当課等と調整の上、受託の可否を決定し、岐阜市社会福祉協議会福祉出前講座受託（不受託）通知書（様式第2号）により当該団体に通知するものとする。

2 会長は、前項の受託の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 講座内容を録画して活用する旨の申し出があった場合には、活用の対象者・期間等を申請団体が明確にしたうえで、講座を行う担当課において受託の判断をするものとする。但し、録画したデータは1ヶ月以内に申請団体において消去しなければならない。

(受託の制限)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を受託しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

(3) 出前講座の目的に反すると認められるとき。

(費用負担等)

第8条 出前講座にかかる講師の派遣料は、無料とする。

2 教材費、会場借上費その他出前講座の実施に係る費用については、申請団体が負担しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。